

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 シティユーワ法律事務所
弁護士 寺田 昌弘

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル

【報告義務発生日】 令和2年3月26日

【提出日】 令和2年4月2日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 該当事項はありません。

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジ ロード 1 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年5月21日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー (Partner)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 長井 沙希、塚本 弥石
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			672,000,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 672,000,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,344,000,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,344,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		672,000,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年3月26日現在)	V	2,538,165,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		41.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年3月26日	株券	672,000,000	20.93	市場外	取得	75
令和2年3月26日	新株予約権証券	672,000,000	20.93	市場外	取得	0

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1 当該株券等の所有者等

当該株券等はユニット・トラストであるいちごトラストが保有しており、提出者はいちごトラストとの間で投資一任契約を締結し、いちごトラストから投資運用に関する権限を委託されている。

2 当該株券等に関する重要な契約について

当該株券等のうち保有株券（B種優先株式）について

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡が禁止されている。払込期日の1年後の応当日以降、転換価額50円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能である。

いちごトラストと発行者間の契約上、普通株式に転換された場合、その半数（保有株券336,000,000株から転換された普通株式）については保有株券の払込期日以降3年間、他の半数については保有株券の払込期日以降5年間、発行者の事前の同意がない限りいちごトラストによる譲渡が禁止されている。

当該株券等のうち保有新株予約権について

発行要項上、保有新株予約権の目的である株式の種類は発行者のC種優先株式であり、新株予約権1個あたりの付与株式数は1,000,000株、行使価額は1株につき75円である。保有新株予約権は、2020年4月1日から2023年3月31日までの間しか行使できない。

発行要項上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡が禁止されており、また、いちごトラストと発行者間の契約上、いちごトラストによる譲渡が禁止されている。

保有新株予約権の行使により取得するC種優先株式について

いちごトラストと発行者間の契約上、発行者の取締役会の承認がない限り譲渡が禁止されている。また、C種優先株式の払込期日（当該C種優先株式が発行された日）の1年後の応当日以降、転換価額50円（但し一定の場合には調整される）で発行者の普通株式への転換が可能である。

いちごトラストは、C種優先株式に準じた内容（但し取得請求権に係る当初転換価額は未定（20円の予定））の発行者優先株式を目的とする新株予約権（行使する際の払込金額は総額最大554億円の予定）が、本年6月開催予定の発行者の定時株主総会で承認され、発行者により追加発行された場合には、当該時点でいちごトラストが保有する上記の保有新株予約権の全部を放棄する旨を、発行者と合意している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	50,400,000
上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	50,400,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地